

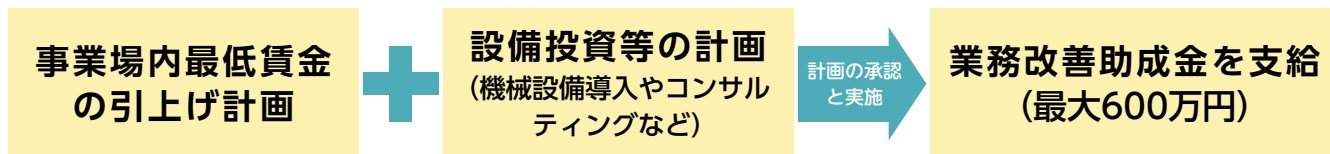
## 令和8年度業務改善助成金のお知らせ

業務改善助成金は、事業場内最低賃金を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った際に、その投資費用の一部を助成する制度です。

助成上限額は引き上げる金額と引き上げ対象となる労働者数等で異なり、最大600万円が支給されます。

【申請開始日】令和8年9月1日(火)

※交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。



### ■対象事業者

- ・ 中小企業、小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満であること。
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと。

### ■対象となる経費

経費区分	対象経費例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

■助成率 3 / 4 （事業場内の最低賃金1,050円以上の場合 ※新潟県の地域別最低賃金額1,050円）

### ■助成上限額表

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成上限額 (事業場規模30人未満の場合)
50円コース	50円以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	
		6～7人	90万円	
		8人以上	110万円	
70円コース	70円以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	
		6～7人	180万円	
		8人以上	230万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	
		6～7人	360万円	
		8人以上	450万円	

#### ～働き方改革推進支援資金のご案内～

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げ等に取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳細は右記のQRをご覧ください。



【お問合せ先】業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440 (平日9:00～17:00)